

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百五十二号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年五月一日から適用する。

令和七年四月三十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一〇十 (略) 十一 削除 十二〇二十四 (略) 二十五 削除 二十六〇五十七 (略) 五十八 ギルテリチニブ経口投与療法 進行再発非小細胞肺がん (ロルラチニブ経口投与療法が不容であるもの又はロルラチニブ経口投与療法に抵抗性を有するものであって、ALK融合遺伝子陽性のものに限る。)	第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一〇十 (略) 十一 シクロホスファミド静脈内投与及び自家末梢血幹細胞移植術の併用療法 全身性強皮症 (ステロイド又は少なくとも一種類のステロイド以外の免疫抑制剤に抵抗性を有するものに限る。) 十二〇二十四 (略) 二十五 マルチプレックス遺伝子パネル検査 進行再発固形がん (非小細胞肺がん、乳がん、胃がん、大腸がん、膵がん又は胆道がんに限る。) 二十六〇五十七 (略) (新設)